

感染症罹患証明書の記入について（ご依頼）

学校保健安全法施行規則第 18 条に定める「学校で予防すべき感染症」に罹患した本学学生について、下記の証明書のご記入と交付をお願いします。

記載に際して、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。また、本学から記載内容について、貴院に連絡させていただくことがありますのでご了承ください。よろしくお願いたします。

【問い合わせ先】 学生課 保健管理室 TEL：092-823-3316/E-MAIL:hoken-kanri@seinan-gu.ac.jp

感染症罹患証明書

【本人記入欄】

在学番号	学生氏名	連絡先電話番号
------	------	---------

【医療機関記入欄】

西南学院大学 学生部長 殿

上記の学生は、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定された感染症と診断しましたので、証明します。

診断名 該当する病名 を○で囲み、 その他の感染症 の場合は ご記入くださ い。	新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ（A 型・B 型）・百日咳・麻疹 ・流行性耳下腺炎 風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・流行性角結膜炎 溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・EB ウイルス感染症 その他学校保健安全法施行規則に規定された感染症 []
--	---

初診日： 20 年 月 日

発症日： 20 年 月 日

発行日：20 年 月 日

医療機関名・住所：

TEL：

医師氏名：

印

★医療機関で本証明書を記載してもらい、学内の Moodle「感染症報告（保健管理室）」による申し出の後、登校禁止期間終了後 1 週間以内に学生課にて「欠席届（感染症用）」取得の手続きをし、休んだ次の授業までに担当教員に提出してください。

【学生課担当者印】



【この書類に記載された個人情報の取り扱いについては、西南学院個人情報保護規程に則り、厳重かつ適正に行います】

学校において予防すべき感染症の種類について

(学校保健安全法施行規則に基づき作成、2023年5月8日現在)

※ 学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の改正に伴い、疾患及び出席停止期間の基準は変更される可能性がある。

分類	特徴	疾患	出席停止期間の基準
第1種	伝染力、重症度から危険性が極めて高い感染症 * 感染症予防法における1・2類感染症、指定感染症及び新感染症を含む	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等	治癒するまで
第2種	飛まつ感染でうつる伝染力の強い感染症 * 飛まつ感染：患者の咳やくしゃみで飛ぶしぶきを吸い込むことで感染	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		インフルエンザ（第1種以外）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	放置すれば拡大する可能性のある感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症等）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで